

指定介護医療院サービス

契約書

 様



医療法人尚仁会
介護医療院 しんえいの杜

介護医療院しんえいの杜 サービス利用契約書

(契約の目的)

第1条 本契約は、介護医療院しんえいの杜（以下「事業者」という）が要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法等関係諸法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供すること並びに利用者及び利用者の身元保証人が、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、その目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約満了以前に利用者が要介護認定の区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日とします。本契約の改定又は、利用者の身元保証人に変更があった場合は、新たに契約を締結するものとします。

(身元保証人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元保証人を立てます。但し、利用者が身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元保証人は、利用者が本契約上事業者に対して負担する一切の債務を極度額100万の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置又は、利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて身元保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、事業者は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます
- 4 身元保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は事業者、事業者の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は利用者及び身元保証人に対し相当期間内にその身元保証人に代わる新たな身元保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元保証人の請求があったときは、事業者は身元保証人に対し、事業者に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解約権)

第4条 利用者及び身元保証人は、事業者に対し退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解約することができます。

- 2 身元保証人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(事業者からの解約権)

第5条 事業者は、利用者及び身元保証人に対し、次に掲げる場合には本契約を解約することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は、要支援と認定された場合
 - ② 事業所において定期的実施されるカンファレンス等にて、退所して居宅等での生活ができると判断された場合又は、1ヶ月以内に6日間を超える外泊を行った場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元保証人が、本契約に定める利用料金を6ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず連絡もなく7日以内に支払われない若しくは、支払いの見通しがたたない場合
 - ⑤ 利用者又は身元保証人が事業所、事業所職員又は、他の利用者等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為、ハラスメント行為、又は、反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項に規定に基づき、事業者が新たな身元保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元保証人を立てない場合（但し、利用者が新たな身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く）
 - ⑦ 天災、災害、設備の故障その他、やむを得ない理由により、事業所のサービスを提供することが不可能になった場合
- 2 利用者が医療機関に入院又は他の施設に入所した場合、本契約に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元保証人は、連帯して、事業者に対し本契約に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、事業者は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 事業者は、利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元保証人は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 事業者は、利用者または身元保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元保証人または利用者若しくは身元保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 事業者は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します（診療録については、10年間保管）。事業者は、施設サービス計画に関する業務を計画担当介護支援専門員に担当させます。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- 3 事業者は、身元保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して事業者が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元保証人に対して連帯保証債務に履行を請求するために必要な場合は適用されません。
- 5 事業者は、利用者及び身元保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると事業者が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

第8条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束をおこないません。但し、自傷他害の恐れがある等の緊急やむを得ない場合は、管理者（又は医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為をおこなうことがあります。この場合には施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第9条 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元保証人もしくは身元保証人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙の通り定め適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者がおこなうべき義務として明記されていることから、情報提供をおこなうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター／介護予防支援事業所）等との連携
 - ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対し、事業者の医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 事業者は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者、身元保証人または利用者若しくは身元保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービスの提供に伴って事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業者医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または、他専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、事業者は利用者の身元保証人または、利用者若しくは身元保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情の申し出)

第12条 利用者、身元保証人または利用者の親族は、事業者の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情担当者、市区町村、国民健康保険団体連合会等にいつでも申し出ることができます。又は、施設内の備付用紙、施設管理者宛の文書を所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

- 2 事業者は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情、要望の申し出があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第13条 介護保険施設サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び身元保証人は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この契約の定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元保証人と事業者が誠意をもって協議の上定めることとします。

以上の契約の証しとして本契約書を2通作成し、事業者及び利用者、身元保証人は署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

契約日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 説明者： _____ 印

(利用者) 私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴施設に入所し、各種の施設サービスを利用することを申し込みます。

住 所

氏 名

印

電話番号

(署名代行者) 私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名

印

(続柄)

電話番号

署名を代行した理由

(身元保証人) 私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元保証人の責任につき理解しました。

住 所

氏 名

印

(続柄)

電話番号

(事業者) 当施設は、指定介護医療院事業者として、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実且つ責任をもって行います。

所在地 〒004-0839 札幌市清田区真栄 331 番地

名称 医療法人尚仁会 介護医療院 しんえいの杜

事業所番号 01B0500012

代表者 管理者 小笠原 俊夫

印

電話番号 011-886-7688 (FAX) 011-886-7687